

## 伊勢市携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン

平成 21 年 9 月 1 日

このガイドラインは、携帯電話基地局の設置に関して、伊勢市景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

### 1 高さ

必要最小限の高さとする。

### 2 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

(1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 5YR3/2 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。

(2) (1)以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

### 3 鉄塔の構造（形状）

設置場所の周辺の状況に応じて、①モノポール型（鋼管柱）又は②アングルトラス型とすること。

### 4 緑化

自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。

### 5 設置場所

次の事項に留意のうえ選定すること。

(1) 良好な眺望を妨げる場所は避けること。

(2) 歴史・文化的な景観資産の近傍は避けること。

(3) 国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避けること。

(4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。

### 6 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

### 7 事前相談

設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。

■伊勢市携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドラインチェックシート

年 月 日

<p>概要・特記事項</p>	<p>○行為者；ドコモ・ソフトバンク・KDDI・イーモバイル ○行為地；</p> <p>○構造；モノポール型（鋼管柱）・アングルトラス型・パイプ型・コンクリート柱 ○高さ； m ○自然公園区域； 区域内・区域外</p>	
<p>1 高さ</p>	<p>必要最小限の高さとする。</p>	
<p>2 色彩</p>	<p>背景との調和に留意し、次のとおりとする。 (1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 5YR3/2 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。 (2) (1) 以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。</p>	<p>○行為地；樹林地に隣接する場合や山間部・それ以外 ○色彩 鉄塔 —こげ茶、N4.5、N7、その他（ ）</p> <p>フェンス（囲う・囲わない） —こげ茶、N4.5、N7、その他（ ）</p> <p>地上設置の設備機器類（ある・ない） —こげ茶、N4.5、N7、その他（ ）</p>
<p>3 鉄塔の構造（形状）</p>	<p>設置場所の周辺の状況に応じて、①モノポール型（鋼管柱）又は②アングルトラス型とすること。</p>	<p>○構造；モノポール型（鋼管柱）・アングルトラス型・パイプ型・コンクリート柱</p>
<p>4 緑化</p>	<p>自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。</p>	<p>○自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所 該当 ・ 該当しない ○自然公園区域内 該当 ・ 該当しない</p>
<p>5 設置場所</p>	<p>次の事項に留意のうえ選定すること。 (1) 良好な眺望を妨げる場所は避けること。 (2) 歴史・文化的な景観資産の近傍は避けること。 (3) 国道や主要地方道等の主要な道路沿いは避けること。 (4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。</p>	<p>(1) 良好な眺望； ない ・ ある（ ） (2) 景観資産； ない ・ ある（ ） (3) 国道； 該当 ・ 該当しない 主要地方道； 該当 ・ 該当しない その他主要な道路； 該当 ・ 該当しない (4) 住宅地； 該当 ・ 該当しない まとまりのある農地； 該当 ・ 該当しない 目立つ場所； 該当 ・ 該当しない</p>
<p>6 共用化</p>	<p>携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。</p>	<p>周辺の他社の携帯電話基地局 なし ・ あり（ ）</p>
<p>7 事前相談</p>	<p>設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。</p>	
<p>指摘事項</p>		